

道路

出題概要

・No14は、道路に関連する出題が多い

- ・法42条（道路の定義）
- ・法43条（敷地と道路の関係） [規則10条の3\(敷地と道路の関係\)](#)
 - ・法43条の2（その敷地が4m未満の道路のみに接する建築物に対する制限の付加）
 - ・法44条（道路内の建築制限）
 - ・法45条（私道の変更又は廃止の制限）
 - ・法46条（壁面線の指定）
 - ・法47条（壁面線による建築制限）
 - ・法57条（高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さ制限の緩和）
 - ・法68条の6（道路の位置の指定に関する特例） [法68条の7\(予定道路の指定\)](#)
 - ・法85条（仮設建築物に対する制限の緩和）
 - ・法85条の2（景観重要建造物である建築物に対する制限の緩和）
- ・令131条の2（前面道路とみなす道路等）
- ・令144条の4（道に関する基準）
- ・令145条（道路内に建築することができる建築物に関する基準等）

〔N○. 14〕 都市計画区域内の道路に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. その地方の気候などにより必要な場合には、特定行政庁により道路の幅員を6m以上とする区域が指定されることがある。

→ 法42条（道路の定義）1項 **建築基準法上の道路は原則4m(指定区域のみ6m)以上**

2. 自動車のための交通の用に供する道路のみに接している敷地には、原則として、建築物を新築することができない。

→ 法43条（敷地等と道路との関係）1項一号 **接道義務 2m以上**

3. 道路の地盤面下に、建築物に附属する地下通路を設ける場合には、特定行政庁の許可を受けることなく新築することができる。

→ 法44条（道路内の建築制限）1項一号 **一号 許可不要 三号 認める
二号 許可と同意 四号 許可と同意**

4. 地区計画等の区域内において、建築物の敷地内に予定道路が指定された場合、当該予定道路の上空に設けられる渡り廊下は、特定行政庁の許可を受けることなく新築することができる。

→ 法44条（道路内の建築制限）1項三号

予定道路内の建築

法68条の7 4項(法42条1項の道路とみなし法44条の規定を適用)

令44条1項四号(許可と同意) 令145条2項

[No. 14] 都市計画区域内の道路に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 高度利用地区内の自動車のみ交通の用に供する道路の上空に設けられる建築物は、原則として、特定行政庁の許可を受けなければ建築することができない。

道路内の建築制限(法44条1項四号、2項) 令145条2項 許可と同意が必要(同意は問われていない)

2. 工事を施工するために現場に設ける仮設事務所の敷地は、道路に2 m以上接しなければならない。

接道義務(法43条) 2m 仮設建築物(法85条2項) 第3章の規定は適用しない

3. 特殊建築物、階数が3以上である建築物等については、その敷地が接しなければならない道路の幅員、道路に接する部分の長さ等について、地方公共団体の条例により、制限を付加される場合がある。

接道義務(法43条3項) 地方公共団体は条例で付加できる

4. 景観重要建造物として指定された建築物については、市町村の条例により、道路に軒を突き出したまま大規模の修繕ができる場合がある。 道路内の建築制限(法44条) 景観重要建造物の制限緩和(法85条の2)

[No. 14] 都市計画区域及び準都市計画区域内の道路等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. その敷地が、河川管理者が管理する幅員 6 mの公共の用に供する道で建築基準法上の道路に該当しないもののみに 2 m以上接する、延べ面積 100 m² の一戸建て住宅は、特定行政庁の認定を受けることにより建築することができる。

接道義務(法43条2項一号) 規則10条の3 1項一号 3項一号 イ 二号 認める(許可不要) (四項は許可と同意必要)

2. 特定行政庁の許可を受けて道路の上空に渡り廊下を設ける場合においては、その側面には、床面からの高さが 1.5 m以上の壁を設け、その壁の床面からの高さが 1.5 m以下の部分に開口部を設けるときは、これにはめごろし戸を設けなければならない。

道路内の建築制限(法44条1項四号) 令145条3項三号 渡り廊下の構造

3. 道路内にある建築物については、高架の道路の路面下に設けるものを除き、道路高さ制限は適用されない。

高架の工作物内に設る建築物に対する制限の緩和(法57条2項) 道路高さ制限(法56条1項一号)は適用しない

4. 特定行政庁から位置の指定を受けた幅員 6 mの私道を廃止する場合は、特定行政庁の許可が必要である。

私道の変更又は廃止の制限(法45条1項) 許可の規定は無い

[No. 15] 都市計画区域内の道路等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法等によらないで、特定行政庁からその位置の指定を受けて築造する道の縦断勾配は、原則として、12 %以下としなければならない。

位置指定道路 法42条1項五号道路 道の基準 令144条の4 1項四号

2. 地区整備計画で道の配置及び規模又はその区域が定められている地区計画の区域内において、土地を建築物の敷地として利用するため、道路法等によらないで、特定行政庁からその位置の指定を受けて築造する道は、原則として、当該地区計画に定められた道の配置等に即したものでなければならない。

地区計画区域内の道路 法68条の6 位置指定道路の位置

3. 港湾管理者が管理する幅員 10 mの公共の用に供する道に 2 m以上接する敷地においては、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した場合には、建築物を建築することができる。

接道義務 法43条2項二号 規則10条の3 4項二号 大きい建物は許可と同意

4. 壁面線を越えるひさしを設ける建築物を建築する場合には、特定行政庁の許可が必要である。

壁面線による建築制限 法47条 ひさし軒は規制無し

[No. 14] 都市計画区域及び準都市計画区域内の道路に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 幅員 6 mの道路法による道路で地下におけるものは、建築基準法上の道路ではない。

道路の定義(法42条1項) 地下におけるものを除く

2. 道路の地盤面下に、建築物に附属する地下通路を設ける場合、特定行政庁の許可を受ける必要がある。

道路内の建築制限 法44条1項一号 地盤面下は許可不要

3. 高架の道路の路面下に、飲食店を建築しようとする場合、原則として、特定行政庁の許可を受ける必要がある。

道路内の建築制限 法44条1項四号 許可と同意が必要 令145条2項

4. 幅員 15 m未満の道路は、特定道路とはならない。

特定道路 法52条9項 15m以上の道路

[No. 14] 都市計画区域内の道路等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 地区計画の区域のうち、地区整備計画で建築物等の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域内の道路の上空においては、当該道路に係る地区計画の内容に適合し、かつ、所定の基準に適合するものであって特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物については建築することができる。

道路内の建築制限 法44条1項三号 認める(許可不要)

2. 建築基準法上の道路に該当しない幅員 6 mの農道のみならず 2 m以上接する敷地における、延べ面積 150 m² の一戸建て住宅については、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合には建築することができる。

接道義務 法43条2項 認める(許可不要) 規則10条の3 1項、3項 農道 住宅 500㎡以内は建てられる

3. 都市再開発法による新設の事業計画のある幅員 8 mの道路で、2 年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したものは、建築基準法上の道路である。

計画道路 法42条1項四号 1.事業計画 2.2年以内に事業が執行 3.特定行政庁が指定

4. 土地を建築物の敷地として利用するため袋路状道路を築造する場合、特定行政庁からその位置の指定を受けるためには、その幅員を 6 m以上とし、かつ、延長を 35 m以下としなければならない。

位置指定道路 法42条1項五号 道の基準 令144条の4 1項一号 イ、ニ 35m以内又は6m以上

[No. 14] 都市計画区域及び準都市計画区域内の道路等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 道路の上空に設ける学校の渡り廊下で、生徒の通行の危険を防止するために必要であり、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したものは、道路内に建築することができる。

道路内の建築制限 法44条1項四号 → 令145条2項一号 許可と同意が必要(問題は同意は問うていない)

2. 建築物の各部分の高さの制限において、建築物の敷地が都市計画において定められた計画道路(建築基準法第42条第1項第四号に該当するものを除く。)に接し、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物については、当該計画道路が前面道路とみなされる。

高さ制限の緩和 法56条6項 → 令131条の2 2項 計画道路は特定庁が認めた建築物の場合は、前面道路とみなす

3. 工事を施工するために2年間現場に設ける事務所の敷地は、道路に2m以上接しなければならない。

接道義務 法43条1項 仮設建築物(法85条2項) 現場に設ける仮設事務所は、第3章の規定は適用しない

4. 幅員4mの農道に2m以上接する敷地においては、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物は、建築することができる。

接道義務 法43条2項二号(同意と許可)→ 規則10条の3 4項二号

[No. 14] 都市計画区域及び準都市計画区域内の道路等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、特定行政庁による道路幅員に関する区域の指定はないものとする。

1. 都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域から都市計画区域に編入された際、現に存在している幅員4mの道(地下におけるものを除く。)に2m以上接している敷地には、建築物を建築することができる。

道路の定義 法42条1項三号 接道義務 法43条 建築基準法上の道路に2m以上接道

2. 工事を施工するために現場に設ける事務所の敷地は、道路に接していなくてもよい。

接道義務 法43条1項 仮設建築物(法85条2項) 現場に設ける仮設事務所は、第3章の規定は適用しない

3. 河川管理者が管理する幅員4mの公共の用に供する道に2m以上接する敷地においては、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した場合には、建築物を建築することができる。

接道義務 法43条2項二号 → 規則10条の3 4項二号 同意と許可(同意は問うていない)

4. 道路の地盤面下に、建築物に附属する地下通路を設ける場合、特定行政庁の許可を受ける必要がある。

道路内の建築制限 法44条1項一号 地盤面下に設ける建築物は許可不要